平成２８年（フ）第２２２７号
大阪市福島区鷺洲１丁目７番39―306号
債務者　岡　　裕子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２号
北海道標津郡標津町北４条西３丁目２番１―23号
債務者　柴田　辰男
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月10日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第１３号
北海道根室市西浜町４丁目102番地
債務者　松澤　秋男
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月10日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第３５４６号
東京都大田区東六郷２丁目11―５　ハイネスイーストⅡ204
債務者　大島かほり
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６３７号
千葉県千葉市緑区誉田町１丁目145―７　パークハウスイマイＳ102
債務者　高橋　　誠
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６５９号
東京都大田区大森西７丁目７―22―207
債務者　田中　重雄
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７０７号
東京都東村山市野口町１丁目３―22―205
債務者　上野　弘一
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７０８号
東京都江戸川区松島３丁目３－１―405
債務者　清水　和也（旧姓川原田）
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７０９号
東京都西東京市緑町３丁目５―17―302
債務者　後藤　一也
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７１０号
東京都日野市三沢１丁目13―18　リバーサイドⅢ202
債務者　佐藤奈々子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７１１号
東京都江戸川区本一色３丁目21―３―203
債務者　小俣　沙季（旧姓石島）
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７１３号
東京都北区桐ケ丘１丁目19―46―604
債務者　宇佐美精一
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７１４号
東京都日野市南平５丁目３－８―102
債務者　武内　　友
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７１５号
東京都豊島区西巣鴨３丁目17―15―301
債務者　赤石澤千尋（旧姓江渡戸）
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７１６号
東京都江東区塩浜１丁目３－４―404
債務者　入江　祥二
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部